

令和 6 年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 2 月 6 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 5〕

復興企画部 S D G s 移住定住推進課〔内線 4 2 2 3〕

建設部住宅課〔内線 5 7 5 8〕

① 件 名
石巻市勤労者生活安定資金融資制度の拡充等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本制度は、大企業と中小企業の福利厚生面での格差是正するために創設された制度であり、東北労働金庫が窓口となり市からの預託金に対し融資限度額を設け、低金利で中小企業の勤労者に対し融資を行っている。 【目的】 東北労働金庫において、融資対象とする資金区分の追加並びに利用促進のための制度改正を行うことから、本市においても制度の拡充等を行うものとし、必要な規則を改正するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市勤労者生活安定資金融資規則（平成 1 7 年規則第 1 8 4 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 2 就業環境の充実を図る
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 1 0 月 東北労働金庫石巻支店から拡充等について説明 1 1 月～ 東北労働金庫石巻支店と協議
⑤ 主な内容
下記のとおり拡充等を行う。 (1) 資金区分に「福祉資金」、「移住定住支援資金」及び「空き家対策支援資金」を追加する。 （福祉資金の資金用途のうち、出産、療養、災害復旧は生活資金から移行） (2) 融資額をすべての資金について 3 0 0 万円以内とする。 (3) 償還期間をすべての資金について 1 5 年以内とする。ただし、償還期間内に、教育資金は 5 年以内、福祉資金は 1 年以内の据置期間を設けることができるものとする。 (4) 融資対象者を、市内に 1 か月以上住所を有する中小企業の勤労者又は市内の同一企業に引き続き 1 か月以上勤務している中小企業の勤労者で東北労働金庫の定める資格を有する者とする。ただし、同一企業の勤務が 1 年未満の場合にあっては、前勤務先への勤務実績が 1 年以上あることを確認できる者とし、移住定住支援資金は東北 6 県以外からの移住で、移住後 1 年以内の者とする。 (5) 東北労働金庫の預託金に対する協調倍率を 4 倍とする。 ※詳細については、別紙資料のとおり
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 中小企業勤労者の生活の維持安定が図られるとともに、移住や空き家対策の促進が期待される。 【市財政への負担】 なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
1 県内で制度を導入している自治体（１４自治体） 宮城県、仙台市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、松島町、七ヶ浜町、利府町 2 １のうち拡充を予定している自治体 資金区分の追加 １０自治体で予定（３自治体は未定） 融資対象者の要件や融資限度額、返済期間等の拡充 全自治体で実施予定
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和７年３月 石巻市勤労者生活安定資金融資規則の一部改正 （施行予定年月日：令和７年４月１日） 令和７年４月 市ホームページへの掲載、市窓口及び東北労働金庫等関係機関窓口チラシ設置
⑨ その他
預託金１，０００万円の場合 ・現 状 協調倍率２倍 融資限度額２，０００万円 ・改正後 協調倍率４倍 融資限度額４，０００万円